　令和４年度　社会福祉法人指導監査資料

R04年4月改正版

（記入担当者 職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　（ 　　年　　月　　日 現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな)  法 人 名 | |  | | |  |  | | |
|  | | 〒 | | | 認可年月日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 電話番号 | | －　　　　－ | | | ＦＡＸ | －　　　　－ | | |
| Eメール | |  | | | | | | |
| 事　業 | | | 種別及び名称 | 所　　在　　地 | | | 事業開始年月日 | 定員 |
| 社会福祉事  業 | 第１種 | |  |  | | |  |  |
| 第２種 | |  |  | | |  |  |
| 公益事業 | | |  |  | | |  |  |
| 収益事業 | | |  |  | | |  |  |

※ 許可及び届出を行っている事業ごとに記入してください。

※ 実施事業について記入欄が不足する場合には、既存資料等を添付してください。

※ 当該監査資料及び添付書類の個人情報に係るものについては、指導監査業務のみに利用し、佐賀県個人情報保護条例に従って適正に管理します。詳しくは、佐賀県のホームページから佐賀県プライバシーポリシー及び行動計画(http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html）をご覧ください。

* この監査資料で使用している略称は以下のとおりです。

　法人：社会福祉法人

　法　：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

　令　：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

　規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

　認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

　審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」

　定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」

　審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13 年７月23 日付け雇児発第488 号・社援発第1275 号・老発第274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29 年３月29 日付け雇児総発0329 第１号・社援基発0329 第１号・障企発0329 第１号・老高発0329 第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

　会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

　運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

　留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

　平成28年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

　平成28年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）

　一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）

○　資料記入にあたって

・　この監査資料は「指導監査ガイドライン」（「社会福祉法人指導監査要綱」別紙）に基づいて作成しており、監査のチェックポイントを示しています

社会福祉法人制度改革の趣旨である、法人自らが適正な法人運営を確保し、指導監査を効率的かつ効果的に実施するため、事前の自己チェックとして当資料及び別添追加資料への記入と提出をお願いします。

　・　記入に当たって、特に指定のあるもの以外は、指導監査実施予定日の属する月の前々月末時点で記入してください。

　・　回答をあらかじめ用意した設問については、該当する答えをチェック（☑）してください。

　・　各書類は２部ずつ提出してください。（**２部のうち1部は、コピーすることがありますので、ホッチキス止めや、インデックス付けなどはしないでください。**）

○　指導監査にあたり提出いただく書類（提出する書類の項目をチェック（☑）してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 具体的書類 | 備　　　考 |
| 規程等 | 定款  定款細則（ある場合）  経理規程  経理規程細則（ある場合）  評議員選任・解任委員会設置規程  理事長専決規程（決裁規程）  役員等報酬・費用弁償規程 | ・計算書類の附属明細書は法人で作成しているものは全て提出してください。 |
| 前年度及び前々年度に係る書類  （・監査実施通知で個別に指定する場合はその指定した年度に係る書類） | 計算書類  資金収支計算書（第1号1～4様式）  事業活動計算書（第2号1～4様式）  貸借対照表（第3号1～4様式）  計算書類の附属明細書  法人全体で作成する附属明細書  各拠点区分で作成する附属明細書  財産目録  固定資産管理台帳  事業報告  事業報告の附属明細書  監査報告書（会計監査報告書を含む） |
| その他 | 決算時の金融機関の残高証明書の写し | ・全ての取引に係る証明書（預金残高だけではなく貸付残高も確認できるもの） |
| 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） |  |
| 評議員、理事、監事の名簿（所轄庁への届出用）  会計監査人設置法人にあっては会計監査人の名簿 |  |
| 組織図（作成している場合）  法人又は法人が経営する施設のパンフレット（作成している場合） | ・法人で作成している既存のものがある場合のみ提出していただければ結構です。 |
| 作成をお願いする書類  （様式はＨＰ） | 借用不動産（借用不動産がない場合は不要）  会計管理の内部牽制組織擁立のチェック事項 | ・社会福祉法人指導監査資料添付様式 |

* 前回の法人指導監査結果通知に基づく文書指摘事項の改善状況

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （前回指導監査実施日 ： 　　　　年　　月　　日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書指摘事項 | 改 善 状 況 |  |
|  |  |  |

※改善状況については、現在の状況を記載すること。

●　法人運営上の要望・質疑事項

|  |  |
| --- | --- |
| 要  望  事  項 |  |
| 質  疑  事  項 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 諸　帳　簿　等　の　整　備　関　係　項　目 | | | | | | | | | | | | |
| **諸帳簿等の整備**  ● 諸帳簿等の有無について、該当する欄をチェック（☑）し、保存年限を記載してださい。  　　　※「有」の書類、預貯金証書及び有価証券は、監査当日用意してください。（「有」の書類については必ずしも書面で準備していただく必要はありませんが、監査員が閲覧できる状態にしておいてください。） | | | | | | | | | | | | |
|  | № | 書　類　名 | 有 | 無 | 保存  年限 |  | № | 書　類　名 | 有 | 無 | 保存  年限 |  |
| 1 | 認可関係書類 |  |  |  | 31 | 未収金台帳 |  |  |  |
| 2 | 法人登記関係書類（登記簿を含む） |  |  |  | 32 | 貯蔵品台帳 |  |  |  |
| 3 | 役員・評議員就任関係書類 |  |  |  | 33 | 立替金台帳 |  |  |  |
| 4 | 役員・評議員名簿 |  |  |  | 34 | 前払金台帳 |  |  |  |
| 5 | 理事会・評議員会議事録 |  |  |  | 35 | 貸付金台帳 |  |  |  |
| 6 | 評議員選任・解任委員会設置規程 |  |  |  | 36 | 仮払金台帳 |  |  |  |
| 7 | 評議員選任・解任委員会委員名簿 |  |  |  | 37 | 固定資産管理台帳 |  |  |  |
| 8 | 評議員選任・解任委員会議事録 |  |  |  | 38 | 未払金台帳 |  |  |  |
| 9 | 理事長専決規程（決裁規程） |  |  |  | 39 | 預り金台帳 |  |  |  |
| 10 | 役員等報酬・費用弁償規程 |  |  |  | 40 | 前受金台帳 |  |  |  |
| 11 | 役員功労金規程 |  |  |  | 41 | 仮受金台帳 |  |  |  |
| 12 | 給与規程・退職金規程 |  |  |  | 42 | 借入金台帳 |  |  |  |
| 13 | 公印管理規程 |  |  |  | 43 | 基本金台帳 |  |  |  |
| 14 | 就業規則 |  |  |  | 44 | 寄付金品台帳 |  |  |  |
| 15 | 旅費規程 |  |  |  | 45 | 補助金台帳 |  |  |  |
| 16 | 管理規程（施設に関するもの） |  |  |  | 46 | 会計伝票 |  |  |  |
| 17 | 評議員、役員履歴書 |  |  |  | 47 | 仕訳伝票・仕訳日記帳 |  |  |  |
| 18 | 不動産登記関係書類（登記簿を含む） |  |  |  | 48 | 総勘定元帳 |  |  |  |
| 19 | 不動産台帳（土地） |  |  |  | 49 | 月次試算表 |  |  |  |
| 20 | 不動産台帳（建物） |  |  |  | 50 | 請求書・領収書綴 |  |  |  |
| 21 | 資産の管理運用に関する規程 |  |  |  | 51 | 各種契約書 |  |  |  |
| 22 | 経理規程 |  |  |  | 52 |  |  |  |  |
| 23 | 計算書類等 |  |  |  | 53 |  |  |  |  |
| 24 | 監事監査報告書 |  |  |  | 54 |  |  |  |  |
| 25 | 会計監査報告書 |  |  |  | 55 |  |  |  |  |
| 26 | 事業計画・報告書 |  |  |  | 56 |  |  |  |  |
| 27 | 現金出納帳 |  |  |  | 57 |  |  |  |  |
| 28 | 預金出納帳 |  |  |  | 58 |  |  |  |  |
| 29 | 小口現金出納帳 |  |  |  | 59 |  |  |  |  |
| 30 | 有価証券台帳 |  |  |  | 60 |  |  |  |  |
|  | | | | | | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 | 根拠・特記事項 |
| **Ⅰ　法人運営**  **１　定　款**  ● 現行定款の認可（届出）年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日  （変更認可申請中の場合は、申請日　　　年　　月　　日）  ● 定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が事実に反するものとなっていないか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 法第31条第1項に掲げる事項 | | 事実とのチェック | | 第1号 | 目的 | 相違ない | | 第2号 | 名称 | 相違ない | | 第3号 | 社会福祉事業の種類 | 相違ない | | 第4号 | 事務所の所在地 | 相違ない | | 第5号 | 評議員及び評議員会に関する事項 | 相違ない | | 第6号 | 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項 | 相違ない | | 第7号 | 理事会に関する事項 | 相違ない | | 第8号 | 会計監査人に関する事項 | 相違ない　 非該当 | | 第9号 | 資産に関する事項 | 相違ない | | 第10号 | 会計に関する事項 | 相違ない | | 第11号 | 公益事業の種類 | 相違ない　 非該当 | | 第12号 | 収益事業の種類 | 相違ない　 非該当 | | 第13号 | 解散に関する事項 | 相違ない | | 第14号 | 定款の変更に関する事項 | 相違ない | | 第15号 | 公告の方法 | 相違ない |   　※定款が事実に反する場合その内容  ● 定款の変更は評議員会の特別決議を経て行われているか。  いる　 いない  該当なし  ● 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。（認可が不要とされている事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）  いる　 いない  該当なし  ● 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置いているか。  いる　 いない  ● 直近の定款をインターネットを利用して公表しているか。  いる　 いない  **２　内部管理体制（特定社会福祉法人のみ回答してください）**    ● 内部管理体制が理事会で決定されているか。　　　　 　　  いる　 いない  ● 内部管理体制に係る必要な規程類が策定されているか。  いる　 いない | ・法第31条第1項  ※法第31条第1項で掲げる事項（必要的記載事項）は全てを定款に記載する必要があり、1つでも欠けると当該定款の効力が生じないことに留意すること。  ・法第45条の36第1項、第45条の9第7項第3号  ・法第45条の36第2項、第4項  　規則第4条  ・法第34条の2第1項、第4項、  規則第2条の5  ・法第59条の2第1項第1号  規則第10条第1項  ・特定社会福祉法人  令第13条の3に規定する法人単位事業活動計算書の年間サービス活動収益が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の部の合計額が60億円を超える法人  ・法第45条の13第5項  　令第13条の3（特定社会福祉法人）  ・規則第2条の16 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 | | 特　記　事　項 | |
| **３　評議員及び評議員会**  **（１）評議員の選任**  　● 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。  いる　 いない   * 評議員定数及び現員について記載してください。  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 評議員定数 | 現　　員 | ☆　欠　員  （欠員発生年月） | | 名 | 名 | 名  （　　　　年　　月） |   　☆　評議員の選任手続きについて、次の事項をチェックしてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項　　　　　目 | 選任状況 | 確認書類等 | | 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として定款に定められた方法により選任されているか。 | いる　いない | 定款、  評議員選任・解任委員会資料、議事録等 | | 評議員に就任することの意思確認を文書（就任承諾書等）により確認し、保存しているか。 | いる　いない | 就任承諾書 | | 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 | いる　いない | 履歴書等 | | 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の１／５を超えて選任されていないか。 | いる　いない  非該当 | 履歴書等 | | 実際に評議員会に参画できない者が名目的に選任されていないか。 | いる　いない | 評議員会議事録 | | 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 | いる　いない | 評議員会議事録 | | 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 |   ● 評議員の選任・解任委員会について  　　　　直近の開催日　　　年　　月　　日  委　　　　員　氏名：　　　　　　　　　選任区分：（例　外部委員）  　　　氏名：　　　　　　　　　選任区分：（　　　　　　）  　　　氏名：　　　　　　　　　選任区分：（　　　　　　）  　　　氏名：　　　　　　　　　選任区分：（　　　　　　）    ● 評議員の選任及び解任を、評議員選任・解任委員会以外の方法による旨定款に規定  している場合、具体的な選任方法を記載してください。 | | ・法第40条第3項  ・平成28年改正法附則第10条  　平成28年改正政令第4条第1項  ＜法第42条＞  評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。  ・法第39条  ・定款例第第6条  ・法第38条  ・ガイドライン  ・法第40条第1項  ・法第40条第2項  ・法第40条第4項、同第5項  ・審査基準第3の1の（1）  ・法第109条第5項（参照）  ・審査基準第3の1の（3）  ・審査基準第3の1の（4）  ・審査基準第3の1の（6）  ※評議員又は役員の選任手続きにおいて、選任された者に対して、委嘱状により委嘱を行う必要はないが、委嘱状により評議員に選任された旨伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。（ガイドライン） | |
| Ⅰ　法人運営 | 特　記　事　項 | |
| **（２）評議員会の招集・運営**  **＜ 招 集 ＞**  　● 評議員会の招集通知は期限（評議員会の1週間前又は定款に定めた期間）までに書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知しているか。  いる　 いない  ● 電磁的方法（メール等）による場合は評議員の承諾を得ているか。  いる　 いない　 該当なし  ● 招集の手続きを省略する場合は評議員全員の同意を得ているか。  いる　 いない　 該当なし  ● 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。  いる　 いない    ● 定時評議員会は、毎会計年度終了後、一定の時期に招集されているか。  いる　 いない  **＜ 決 議 ＞**  ● 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。  いる　 いない  　● 評議員会で決議が必要な事項について決議が行われているか。  いる　 いない  ● 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。  いる　 いない　 該当なし  ● 決議に特別な利害関係を有する評議員が加わっていないか。  いる　 いない  　　　※法人は、特別の利害関係を有する評議員の存否について決議を行う前に確認しておく必要がある。  　● 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。　 ある　 ない　 該当なし  **＜ 議事録の作成・保存 ＞**  　● 厚生労働省令で定めるところにより議事録を作成しているか。  いる　 いない  ● 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。（主たる事務所に10年間、  従たる事務所に5年間）  いる　 いない   * 評議員の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合に）、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に10年間備え置いているか。   いる　 いない　 該当なし | ・法第45条の9第10項で準用される一般法人法第182条第1項、同条第2項、第183条  ・法第45条の9第10項で準用される一般法人法第181条第1項  ※理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）  ①評議員会の日時及び場所  ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項  ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合はその旨）  ・法第45条の9第1項  ・法第45条の9第6項  ・法第45条の8第2項  ・法第45条の9第7項  ※議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合はその割合）  ・法第45条の9第8項  ガイドライン  ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、195条  ・法第45条の11第1項  規則第2条の15  ・法第45条の11第2項、第3項  ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第2項 | |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 | 特　記　事　項 |
| **＜ 決算手続 ＞**  ● 計算関係書類等(計算書類及びその附属明細書並びに財産目録)について、監事の監査を受けているか。  いる　 いない  ● 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。  いる　 いない　 非該当  ● 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。  いる　 いない  ● 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。  いる　 いない　 非該当  ● 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。  いる　 いない　  非該当 | ・法第45条の28第1項  ・法第45条の28第2項、法第45条の  19  ・法第45条の28第3項  ・法第45条の30第2項  規則第2条の40第1項  ・法第45条の31  規則第2条の39、40 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 | | | | | | 特　記　事　項 |
| **４　役員について**  ● 役員について、次の事項を記入してください。 | | | | | | ・法第44条第3項、第45条の7、第45  条の7第2項による第1項の準用  ※定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なく補充しなければならない。  ＜法第45条の6＞  役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。  ・法第43条第1項  ・法第38条  ・ガイドライン  ・法第44条第1項で準用する法第40条第1項  ・法第44条第6項  ・ガイドライン  ・法第109条第5項  ・審査基準第3の1の（1）  ・審査基準第3の1の（3）  ・審査基準第3の1の（4）  ・審査基準第3の1の（6）  ・法第44条第4項  ・法第45条の4第1項  ・法第45条の13第3項  ・法第45条の16第2項第2号 |
|  | 職　名 | 定　数  （定款に定める） | 現　員 | 欠　員  （欠員発生日） |  |
| 理　事 | 名 | 名 | 名  （　　　　　年　　　月） |
| 監　事 | 名 | 名 | 名  （　　　　　年　　　月） |
| ☆　欠員が発生している場合、補充予定日［　　　年　　　月　］  **（１）理事・理事長**    　☆　理事の選任及び解任の手続きについて、次の事項をチェックしてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項　　　　　目 | 選任状況 | 確認書類等 | | 理事は評議員会の有効な決議により選任・解任されているか。 | いる　いない | 評議員会議事録 | | 理事に就任することの意思確認を文書（就任承諾書等）により確認し、保存しているか。 | いる　いない | 就任承諾書 | | 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 各理事について特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の１／５を超えて選任されていないか。 | いる　いない  非該当 | 履歴書等 | | 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 | いる　いない | 評議員会議事録 | | 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。 | いる　いない | 評議員会議事録  理事会議事録 | | 暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。   1. 社会福祉事業の経営に識見を有する者 2. 当該社会福祉法人が行う事業の区域にお   ける福祉に関する実情に通じている者   1. 施設設置法人の場合は施設の管理者 | いる　いない  いる　いない  いる　いない  非該当 | 履歴書等 | | 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 | いる　いない  解任事例なし | 評議員会議事録 | | 理事長は理事会の決議で選定されているか。 | いる　いない | 理事会議事録 | | 業務執行理事は理事会の決議で選定されているか。 | いる　いない  非該当 | 理事会議事録 | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 | 特　記　事　項 |
| **（２） 監 事**  　☆　監事の選任及び解任手続きについて、次の事項をチェックしてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項　　　　　目 | 選任状況 | 確認書類等 | | 監事は評議員会の有効な決議により選任・解任されているか。 | いる　いない | 評議員会議事録 | | 評議員会に提出された監事の選任の議案は監事の過半数の同意を得ているか。 | いる　いない | 評議員会の議題を決定した理事会議事録、監事の同意書等 | | 監事に就任することの意思確認を文書（就任承諾書等）により確認し、保存しているか。 | いる　いない | 就任承諾書 | | 欠格事由を有する者が選任されていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 監事については評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 | いる　いない | 履歴書等 | | 監事のうちに、各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の１／５を超えて選任されていないか。 | いる　いない  非該当 | 履歴書等 | | 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。 | いる　いない | 理事会・評議員会議事録 | | 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事として選任されていないか。 | いる　いない | 評議員会議事録 | | 暴力団員等の反社会的勢力の者が監事となっていないか。 | いる　いない | 履歴書、誓約書等 | | 監事として含まれていなければならない者が選任されているか。   1. 社会福祉事業について識見を有する者 2. 財務管理について識見を有する者 | いる　いない  いる　いない | 履歴書等 | | 監事の解任は、評議員会の有効な特別議決により行われているか。 | いる　いない  解任事例なし | 評議員会議事録 |   　☆　監事の職務について、次の事項をチェックしてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項　　　　　目 | 選任状況 | 確認書類等 | | 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 | いる　いない | 監査報告等 | | 理事会への出席義務を果たしているか。 | いる　いない | 理事会議事録 | | ・法第43条第1項  ・法第43条第3項により準用する一般  法人法第72条第1項  ・法第38条  ・ガイドライン  ・法第44条第1項で準用する法第40条第1項  ・法第44条第2項  ・法第44条第7項  ・法第109条第5項  ・審査基準第3の1の（1）  ・審査基準第3の1の（3）  ・審査基準第3の1の（4）  ・審査基準第3の1の（6）  ・法第44条第5項  ・法第45条の9第7項第1号  ・法第45条の4第1項  ・法第45条の18第1項  ・法第45条の28第1項、第2項  ・規則第2条の26から第2条の28まで、  第2条の31、第2条の34～第2条の37まで  ・法第45条の18第3項により準用され  る一般法人法第100条から第102条まで |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 | | 特　記　事　項 |
| **５　理事会**  **＜ 招 集 ＞**  ● 理事会の招集は権限を有する者が招集しているか。  いる　 いない   * 各理事・各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。   いる　 いない   * 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか   いる　 いない  該当なし  **＜ 決 議 ＞**   * 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。   いる　 いない   * 理事会の決議が必要な事項について決議が行われているか。   いる　 いない  　● 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。  いる　 いない  ※ 法人は、理事会の決議に特別の利害を有している理事が加わっていないか決議を行う前に確認しておく必要がある。  　● 理事会で以下のことが行われていないか。  ① 理事会で評議員の選任又は解任の決議　　　 いる　 いない  ② 書面による議決権の行使　　　　　　　　　 いる　 いない   * 決議の省略は、定款に基づき理事の全員の同意及び監事の異議がないことにより行われているか。   いる　 いない  該当なし  　　　　　　　　※定款に定めがない場合は、決議の省略を行うことができない。  **＜ 理事への権限の委任 ＞**   * 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。　　 いる　 いない   ＜理事に委任することができない事項（法第45条の13第4号各号）＞  ①重要な財産の処分及び譲受け  ②多額の借財  ③重要な役割を担う職員の選任及び解任  ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  ⑤内部管理体制の整備  ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除   * 理事に委任できない上記事項の①～④のそれぞれの範囲について、理事会の決定により明確に定められているか。（＝理事に委任される範囲が明確になっているか。）   いる　 いない   * 実際に開催された理事会において、理事長及び業務執行理事の職務の執行状況について定款に定める回数（以上）の報告が行われているか。  1. 理事長の職務執行状況報告　　　　　　  いる　 いない 2. 業務執行理事の職務執行状況報告　 　  いる　 いない　 非該当   **＜ 議事録の作成・保存 ＞**   * 法令で定めるところにより理事会の議事録が作成されているか。   いる　 いない  ● 議事録に法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。  いる　 いない     * 議事録を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。   いる　 いない | | ・法第45条14第1項  ・法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項  ・法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項  ・法第45条の14第4項  ・法第45条の14第5項  ・法第31条第5項  ・欠席した理事の書面による議決権の行  使は、改正法施行前は認められていた  が施行後はできなくなっている。（法第38条、民法第644条）  ・定款  ・法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条  ・法第45条の13第4項  ・ガイドライン  ・法第45条の16第3項  ・法第45条の14第6項  ・規則第2条の17  ・法第45条の14第6項、第７項  ・法第45条の15第1項 |
| Ⅰ　法人運営 | 特　記　事　項 |
| * 決議の省略を行った場合、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を主たる事務所に10年間備え置いているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  いる  いない  該当なし   **＜ 債権債務の状況 ＞**  ● 多額の借財は、理事会の決議を受けて行われているか。  いる  いない  該当なし  **６　会計監査人（該当法人のみ回答してください。）**  該当  非該当   * 会計監査人の設置は　　　　　　  特定社会福祉法人　 任意（定款の定め） * 特定社会福祉法人は会計監査人の設置を定款に定めているか。   いる　 いない     * 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。   いる　 いない  該当なし   * 会計監査人の選任は評議員会の決議により適切に選任等がされているか。   いる　 いない   * 会計監査人は省令の定めるところにより会計監査報告書を作成しているか。   いる　 いない   * 会計監査報告書に省令で定められた必要な記載事項が記載されているか。   いる　 いない   * 財産目録を監査し、会計監査報告にその監査結果を併せて記載又は記録している   か。 　　　　　　　 　　　　　  いる　 いない  **７　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬**   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区　分 | 定款等で定めた  支給総額（円） | 前年度の支給総額（円） | 支給基準で定める算定根拠 | | 評議員 |  |  |  | | 理　事 |  |  |  | | うち理事長 |  |  |  | | 監　事 |  |  |  | | 会計監査人 |  |  |  |  * 評議員の報酬等の総額は定款で定めているか。  いる　 いない * 理事及び監事の報酬等の総額は定款又は評議員会の決議によって定めているか。   いる　 いない | ・法第45条の15第1項  ・法第45条の13第4項第2号  ・定款規程第24条  多額の借財の範囲は専決規程等で明確にする  ・法第37条  ・特定社会福祉法人  令第13条の3に規定する法人単位事業活動計算書の年間サービス活動収益が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の部の合計額が60億円を超える法人  ・法第36条第2項  ・法第45条の6第3項  ・法第43条第1項  ・法第43条第3項により準用する一般  法人法第73条第1項  ・法第45条の19第1項  ・規則第2条の21  ・規則第2条の30  ・法第45条の19第2項  ・規則第2条の22  ・法第45条の8第4項により準用される  一般法人法第196条  ・法第45条の16第4項により準用され  　る一般法人法第89条 |
| Ⅰ　法人運営 | 特　記　事　項 |
| * 会計監査人の報酬等を定める場合は、監事の過半数の同意を得ているか。   いる  いない  該当なし   * 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、厚生労働省令で定めるところにより定め、評議員会の承認を受けているか。   いる　 いない   * 上記役員等の報酬等の基準を評議員会の承認後、遅滞なくインターネット等を利用して公表しているか。　　　　　　　 　　 　　 いる　 いない * 評議員の報酬等は定款に定められた額及び報酬等の支給の基準に従って支給しているか。　　　　　　　　　　　　 　　　　　　  いる　 いない * 役員の報酬等は定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給の基準に従って支給しているか。　 　　　　　　 　 いる　 いない * 名誉理事や顧問などの特別職を置いているか。 　 いる　 いない * 上の問で「いる」と回答した場合、報酬基準はあるか   ある　 ない  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（報酬額　　　　　　　　　円） | ・法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項  ・法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条  ・法第45条の35第1項、第2項  ・規則第2条の42  ・法第59条の2第1項第2号  ・規則第10条  ・法第45条の8第4項により準用される  一般法人法第196条  ・法第45条の16第4項により準用され  る一般法人法第89条  ・法第45条の18第3項により準用され  る一般法人法第105条第1項  ・法第45条の35第1項、第2項  ・規則第2条の42  ※定款において無報酬と定めた場合については、支給基準を別途作成する必要はない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅱ　事業 | 特　記　事　項 |
| **Ⅱ　事　業**  **１　事業一般**   * 定款に定めた事業が実施されているか。　　　　　  いる　 いない * 定款に定めていない事業が実施されていないか。 　 いる　 いない * 社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。　　　　　　　　　　　　　　 いる　 いない   **２　社会福祉事業**   * 法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 　　　　　　　　　 主たる地位を占めている　 主たる地位を占めていない * 社会福祉事業で得た収入を、法令や通知上認められていない使途に充てていないか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 いる　 いない * 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。   いる　 いない  **３　公益事業（該当法人のみ）**   * 実施している公益事業は、社会福祉と関係があり、また、公益性があるものか。   ある　 ない   * 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。   いる　 いない   * 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。   いる　 いない   * 公益事業に欠損金はないか。ある場合、経営改善等のための検討を行っているか。   欠損金はない。  欠損金があるため経営改善等の検討を行っている。  欠損金があるが経営改善等の検討は行っていない。  **４　収益事業（該当法人のみ）**   * 社会福祉事業または政令で定める公益事業の経営に収益事業の収益が充てられているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 いる　 いない * 収益事業に収益が生じていない場合、収益事業の経営改善について組織的な検討を行っているか。   いる　 いない   * 収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。   いる　 いない   * 収益事業が法人の社会的信用を傷付けるおそれのあるもの又は投機的なものではないか。　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ある　 ない * 当該収益事業を行うことにより、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れはないか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ある　 ない | ・法第31条第1項  ・法第24条第2項  ・法第22条  ・法第26条第1項  ・審査基準第1の1の（1）  ・ガイドライン  ・法第25条  ・審査基準第2の1、2の（1）  ・審査要領第2の（3）、（4）、（6）、（7）  ・法第26条第1項  公益事業の例が審査基準第1の2の（2）  及び審査要領第1の2に示されているがこれらに限られるものではない。  ・ガイドライン  ・法第26条  ・審査基準第1の3（1）、（3）  「政令で定める公益事業」とは、社会福祉法施行令第13条各号に掲げる公益事業（特定公益事業）をいう。  ・ガイドライン  ・審査基準第1の3の（5）  ・審査基準第1の3の（2）  ・審査要領第１の3の（2）  ・審査基準第1の3の（4）  ・審査要領第１の3の（3） |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅲ　管理 | 特　記　事　項 |
| **Ⅲ　管　理**  **１　人事管理**   * 施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。　　　　　　　　　　　　　　　  いる　 いない   ☆重要な役割を担う職員　［ 職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］   * 職員の任免は法人の規程等に定める適正な手続きにより行われているか。   いる　 いない  **２　資産管理**  ※ 借用不動産がある場合には、**「借用不動産に関する調べ」**を提出してください。（別添様式）  **（１）基本財産**   * 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。   いる　 いない   * 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。   いる　 いない   * 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。　　　　　　　 　　  いる　 いない   **（２）基本財産以外の財産**   * 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用は、安全、確実な方法で行われているか。　　  いる　 いない * その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは適正に管理され、その処分がみだりに行われていないか。　 　 いる　 いない   **（３）株式保有**   * 株式の保有は法令上認められるものであるか。   ある  ない  該当なし   * 株式の保有を行っている場合（特定の営利企業の全株式の20％以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類を提出しているか。   いる  いない  該当なし  ※　審査要領第2の（11）により法第59条の現況報告書等と併せて提出する必要がある。  **（４）不動産の借用**   * 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。   いる  いない  該当なし   * 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。　　　　　　　　　　　　　　 　　  いる  いない  該当なし | ・法第45条の13第4項第3号  ・ガイドライン  ・職員の任免に関する規程  ・法第25条  ・審査基準第2の2の（1）のイ  ・審査基準第2の1の（1）  ・審査基準第2の2の（1）のア  ・審査基準第2の3の（1）  ・審査基準第2の3の（2）  ・審査基準第2の2の（2）のイ  ・審査基準第2の3の（2）  ・審査要領第2の（8）から（11）まで  ※ 株式の保有が認められるのは原則以下の場合に限られる。  ①基本財産以外の資産の管理運用の場合  （証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。）  ②基本財産として寄附された場合（設立後の寄附も含む）  ③未公開株のうち以下の要件を満たすもの  ・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株  ・法人において実証実験の場を提供する等企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画している  ・未公開株への拠出が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士等による確認を受けている  なお、保有が認められる場合でも適正な運営の観点から法人が営利企業を実質的に支配することがないよう営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅲ　管理 | 特　記　事　項 |
| **３　会計管理**  **（１）予 算**  ● 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより編成されているか。  いる　 いない  ● 予算の執行にあたって、変更を加えるときは、定款等に定める手続きを経ている  か。　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　　　　　 いる　 いない  **（２）規程・体制**  ● 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。  いる　 いない  ● 経理規程に従って会計処理等事務処理がなされているか。  いる　 いない  ● 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者等の管理体制が整備されているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　 いる　 いない  ● 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制となっているか。　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　　　　　 いる　 いない  ● 会計体制  　☆統括会計責任者（該当ある場合）　　　 [職　　　　　　氏名 　　　　　　 　]  　☆会計責任者氏名　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　　　　　　　　　　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  ［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　☆出納職員氏名　 ［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　　　　　　　　　　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　　　　　　　　　　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　・小口現金取扱者氏名［施設名　　　　　　職　　 　　 　氏名　 　　　　　 　］  　　　　　　　 　　 ［施設名　　 　　 　職　　　　　　氏名　　 　　　　　　］  ［施設名　　　 　 　職　　　　　　氏名　　 　　　　 　］  ・契約担当者氏名　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　　　　　　　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］  　　　　　　　　　［施設名　　　　　　　職　　　　　　氏名　　　　　　　 　］   * 以上は拠点が複数ある法人は拠点ごとに別紙で記入   　・公印管理者職氏名　　［職　　　　　　氏名　　　 　　　　　 ］  **（３）会計処理**  **＜ 事業区分等 ＞**   * 事業区分は適正に区分されているか。　　 　　　☐ いる　☐ いない * 拠点区分は適正に区分されているか。　　 　 　☐ いる　☐ いない * 拠点区分について、適切にサービス区分が設けられているか。   　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　　　 　　☐ いる　☐ いない  **＜ 会計処理の基本的取扱い ＞**   * 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。   いる　 いない  **＜適正な契約等＞**   * 理事長が契約について職員に委任する場合、その範囲を明確に定めているか。   いる　 いない  ●随意契約によることができない案件について随意契約を行っていないか。  いる　 いない　 該当なし | ・留意事項2の（1）、（2）  ・留意事項1の（4）  ・留意事項1（1）、（2）  ・統括会計責任者、会計責任者、出納職員、小口現金取扱者及び契約担当者の職責については、辞令等により明確にしておくこと。  ・契約担当者は、経理規程に基づき理事長の委任を受けた契約の当事者を指し、契約事務担当者ではない。  ・会計省令第10 条第１項、  運用上の取扱い２、留意事項４  ・会計省令第10 条第２項、  運用上の取扱い３、留意事項５  ・会計省令第11 条、第14 条第２項  運用上の取扱い６、  留意事項８、９、10  ・入札通知  「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」　１（１）  　　　　　　　　　１（３） |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅲ　管理 | 特　記　事　項 |
| ● 価格による随意契約は、3社以上から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断しているか。（契約の種類に応じて定められた金額を超えない場合には、2 社以上の業者からの見積もりで差し支えない）  いる　 いない　 該当なし  **＜ 計算書類 ＞**  ● 作成すべき計算書類が作成されているか。 　　 いる　 いない  **ア 資金収支計算書**  ● 計算書類に整合性がとれているか。　 　　  いる　 いない  ● 様式が会計基準に則しているか。　　　 　　  いる　 いない    **イ 事業活動計算書**  ● 計算書類に整合性がとれているか。　　　　　  いる　 いない  ● 様式が会計基準に則しているか。　　　　　　  いる　 いない    ● 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。  いる　 いない  ● 寄附金について適正に計上されているか。  いる　 いない  該当なし  **ウ 貸借対照表**  ● 計算書類に整合性がとれているか。  いる　 いない  ● 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。  いる　 いない  ● 資産は実在しているか。  いる　 いない  ● 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。  いる　 いない  ● 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。  いる　 いない  ● 資産について時価評価を適正に行っているか。  いる　 いない  該当なし  ● 有価証券の価額について適正に評価しているか。  いる　 いない  該当なし  ● 棚卸資産について適正に評価しているか。  いる　 いない  該当なし  ● 負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。  いる　 いない   * 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。   いる　 いない  該当なし | ・入札通知  「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」１（４）    ・会計省令第７条の２、留意事項７  ・会計省令第13 条、運用上の取扱い  ５、留意事項２の（１）  ・会計省令第１第1号様式から第4様  式まで  ・会計省令第１条第２項  ・会計省令第２号第1号様式から第4号  様式まで  ・会計省令第１条第２項  留意事項第２条第１項４号  運用上の取扱い１  ・留意事項9の（２）  ・会計省令第33条  ・会計省令第３号第１様式から第４様  式まで  ・会計省令第2条第1項第1号  ・会計省令第４条第１項、  運用上の取扱い14  ・会計省令第４条第２項、  運用上の取扱い16、  留意事項17  ・会計省令第４条第３項、  運用上の取扱い17、  留意事項22  ・会計省令第４条第５項、  運用上の取扱い15  ・会計省令第４条第６項  ・会計省令第５条第１項  ・会計省令第４条第４項、  運用上の取扱い18 の（２）、  留意事項18 の（１） |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅲ　管理 | 特　記　事　項 |
| * 賞与引当金を適正に計上しているか。   いる　 いない  該当なし   * 退職給付引当金を適正に計上しているか。   いる　 いない  該当なし   * 役員退職慰労引当金を適正に計上しているか。   いる　 いない  該当なし   * 上記のほか、引当金の計上は適切か。   適切　 不適切  該当なし   * 純資産額は適正に計上されているか   いる　 いない   * 基本金について適正に計上されているか。   いる　 いない  ● 国庫補助金等特別積立金は適正に計上しているか。  いる　 いない　 該当なし  ● その他の積立金について適正に計上しているか。  いる　 いない　 該当なし  **（４）会計帳簿**  ● 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。  いる　 いない  ● 計算書類に係る各勘定科目ごとの金額について主要簿と一致しているか。  いる　 いない  **（５）附属明細書等**  **＜注記＞**  ● 注記は拠点ごとに作成されているか。  いる　 いない  ● 注記に係る金額が計算書類と整合しているか。  いる　 いない  ● 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。  いる　 いない  **＜附属明細書＞**  ● 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。  いる　 いない  ● 附属明細書に係る金額が計算書類と整合しているか。  いる　 いない  **＜財産目録＞**  ● 財産目録の様式が通知に則しているか。  いる　 いない  ● 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。  いる　 いない | ・会計省令第５条第２項第１号、  運用上の取扱い18 の（２）、（３）、  留意事項18 の（２）  ・会計省令第５条第２項第２号、  運用上の取扱い18の（４）  留意事項18の（３）  ・会計省令第５条第２項、  運用上の取扱い18 の（１）、（４）  ・会計省令第26 条第２項  ・会計省令第６条第１項、  ・運用上の取扱い11、12、  留意事項14  ・会計省令第6条第2項  　運用上の取扱い9、10  　留意事項15  ・会計省令第6条第3項  　運用上の取扱い19  留意事項19  ・法45条の24  　会計省令第2条第1項第2号、第3  条、第7条の２  　留意事項2の（３）、27  ・会計省令第29条  ・会計省令第29条、  運用上の取扱い20から24まで、別  紙１、別紙２、  留意事項25の（２）、26  ・会計省令第29条、  運用上の取扱い20から24まで、別  紙１、別紙２、  留意事項25の（２）、26  ・会計省令第30条、  運用上の取扱い25、別紙３（①）か  ら別紙３（⑲）まで  ・会計省令第31条から第34条まで、  運用上の取扱い26別紙４ |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅲ　管理 | 特　記　事　項 |
| **４　その他**  **（１）特別の利益の供与の禁止**  ● 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。　　　　　  いる　 いない  　　※「特別の利益の供与」に該当すると考えられる事例  ・法人の関係者から不当に高い価格での物品等の購入や賃借  ・法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸  ・役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給など  **（２）社会福祉充実計画**  ● 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。  いる　 いない　 該当なし  **（３）情報の公表**  ● 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表をしているか。  いる　 いない  **（４）その他**  **＜福祉サービスの質の向上＞**  ● 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。  いる　 いない  **＜苦情解決の仕組み＞**  ● 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。  いる　 いない  **＜登記事項＞**  ● 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週間以内に 変更登記をしているか。　　 　　　 　 いる　 いない　 該当なし  ● 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。  いる　 いない  **＜印鑑の管理＞**  ●法人印及び代表者印の管理が適切に行われているか。  いる　 いない | ・法第27条  令第13条の2（法人が利益を与えてはならない関係者）  規則第1条の3（法人が事業活動を支配する法人）  ・法第55条の2第11項  ・法第59条の2第1項  　規則第10条  ・法第78条第1項  ・法第82条  ・法第29条  ・組合等登記令（昭和39年政令第29号）  ・徹底通知５の (６)エ |